

# 平成30年度 横浜市社会福祉審議会

日時：平成31年3月25日（月）14:00～16:00

場所：神奈川産業振興センター  
14階 多目的ホール

## 次 第

### 1 委員紹介

### 2 議 題

- (1) 委員長の選出・委員長職務代理者の指名
- (2) 委員の所属専門分科会の指名・専門分科会長の選出・専門分科会長職務代理者の指名
- (3) 幹事の任命

### 3 報告事項

- (1) 第4期 横浜市地域福祉保健計画について 【資料3・参考資料1】
- (2) 横浜市自殺対策計画（仮称）について 【資料4・参考資料2】
- (3) 横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画について 【資料5・参考資料3】
- (4) 平成31年度介護人材支援事業について 【資料6】

### 4 その他

- (1) 平成31年度健康福祉局予算について 【参考資料4】
- (2) 横浜市中期4か年計画2018～2021について 【参考資料5】

#### 《配付資料》

【資料1】横浜市社会福祉審議会について

【資料2】横浜市社会福祉審議会委員名簿

【資料3】「第4期横浜市地域福祉保健計画」について

【資料4】「横浜市自殺対策計画（仮称）」について

【資料5】「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」について

【資料6】平成31年度介護人材支援事業について

【参考資料1】第4期横浜市地域福祉保健計画〈概要版及び冊子〉

【参考資料2】横浜市自殺対策計画〈冊子〉

【参考資料3】横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画〈冊子〉

【参考資料4】平成31年度健康福祉局予算概要

【参考資料5】横浜市中期4か年計画2018～2021〈概要版及び冊子〉

## 横浜市社会福祉審議会について

## 1 設置目的

社会福祉審議会は、社会福祉法第 7 条第 1 項により、都道府県・政令指定都市・中核市に設置することとなっており（必置義務）、社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）の調査審議を目的としています。

## 2 根拠法令等

社会福祉法、社会福祉法施行令、横浜市社会福祉審議会条例、横浜市社会福祉審議会運営要綱

## 3 審議会の構成

審議会は、横浜市社会福祉審議会運営要綱第 2 条により委員 35 人以内で組織することとなっており、社会福祉法第 8 条により、市会議員、社会福祉事業に従事する者、学識経験のある者のうちから市長が任命することとなっています。

※委員の構成（22人）は次のとおり。

市会議員	3 人
社会福祉事業に従事する者	10 人
学識経験のある者	9 人

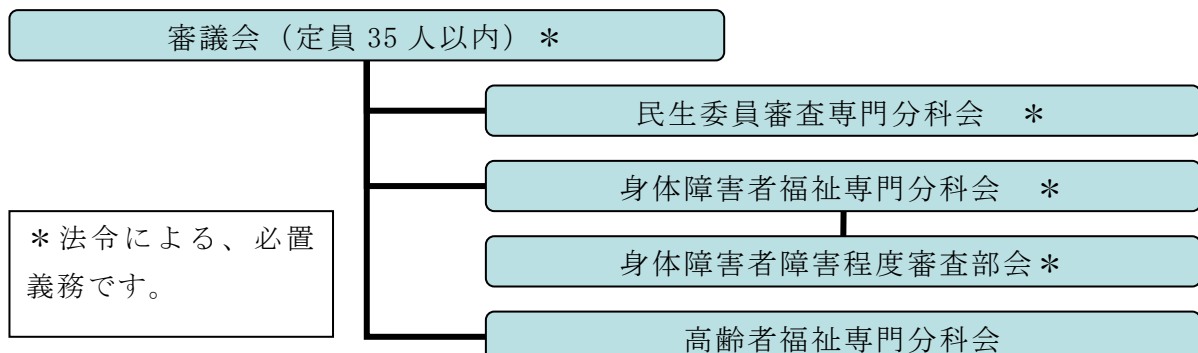
## （参考）社会福祉法 第 8 条

地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

## 4 任期・報酬

任期は 3 年（平成 31 年 1 月 12 日～平成 34 年 1 月 11 日）、報酬は 14,000 円（日額）となっています。

## 5 組織（専門分科会及び審査部会）



## 6 これまでの審議会の開催状況

(平成29年度)

- ・ 社会福祉審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会：12回

(平成28年度)

- ・ 社会福祉審議会：1回
- ・ 民生委員審査専門分科会：2回
- ・ 身体障害者障害程度審査部会：12回

## 7 答申等の状況

諮問年月日	答申年月日	件名	名
昭48. 7. 24	昭51. 3. 31	老人の居宅対策について	
昭48. 7. 24	昭51. 3. 31	身体障害者の居宅対策について	
昭51. 7. 20	昭53. 2. 23	社会福祉施設のあり方について 1 老人福祉施設対策について 2 身体障害者の施設対策について	
昭53. 7. 20	昭54. 4. 17	リハビリテーション施設のあり方について	(中間答申)
	昭55. 3. 31		(答申)
昭53. 7. 20	昭55. 3. 31	高齢者の生きがい対策について	
—	昭55. 10. 30	国際障害者年についての意見具申について	
昭57. 7. 5	昭59. 3. 27	高齢者の生きがいや健康を高める具体的施策	
昭57. 7. 5	昭59. 3. 27	身体障害者のスポーツ振興について	
昭59. 7. 5	昭60. 7. 15	社会福祉施設の設置・運営のあり方について	(中間答申)
	昭61. 10. 27		(答申)
平 2. 4. 27	平 4. 12. 1	横浜市における地域福祉人材の育成とその活用のあり方について	
—	平14. 12. 16	地域福祉計画の策定について (意見具申)	
—	平18. 1. 31	民生委員あり方検討専門分科会報告 (報告)	
—	平20. 7. 9	福祉人材の確保等に関する検討専門分科会報告 (報告)	
平22. 8. 13	平23. 3. 7	横浜における持続可能な福祉社会の構築について (答申)	

## 第二章 地方社会福祉審議会

（地方社会福祉審議会）

第七条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第八条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第九条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第十条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長一人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第十一条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第十二条 第七条第一項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第一項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

（政令への委任）

第十三条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

## 社会福祉法施行令（抄）

昭和33年6月27日  
政令第185号

（民生委員審査専門分科会）

**第二条** 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

**第三条** 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

\* 法＝社会福祉法（昭和26年法律第45号）

# 横浜市社会福祉審議会条例

制 定 平成 12 年 2 月 25 日 条例第 3 号

(趣旨等)

**第 1 条** この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項の規定に基づき本市に設置する社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

**第 2 条** 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、3 年を超えない範囲で、その審議事項の調査審議が終了するときまでとする。

(委員長の職務代理)

**第 3 条** 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第 4 条** 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(高齢者福祉専門分科会)

**第 5 条** 法第 11 条第 2 項の規定により、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。

(専門分科会)

**第 6 条** 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 審議会の専門分科会に専門分科会長を置き、専門分科会長は、当該専門分科会において選任する。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を総理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員が、その職務を代理する。

5 第 4 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項までの規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

**第 7 条** 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生省関係政令の整備等に関する政令(平成11年政令第393号)第52条の規定による改正前の社会福祉審議会令の規定により指名され、又は互選されている委員長の職務を行う委員、民生委員審査専門分科会以外の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員、専門分科会長並びに専門分科会長の職務を行う委員又は臨時委員は、施行日以後最初に開催される会議の日までは、この条例の規定により指名され、又は互選されたものとみなす。

3 施行日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成13年1月11日までとする。

**附 則**(平成12年9月条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**(平成12年12月条例第75号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

**附 則**(平成17年12月条例第117号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

# 横浜市社会福祉審議会運営要綱

制 定 昭和40年3月1日  
最近改正 平成25年6月14日

(趣旨)

第1条 横浜市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の所管事項、組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)(以下「法」という。)、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)(以下「令」という。)及び横浜市社会福祉審議会条例(平成12年2月横浜市条例第3号)(以下「条例」という。)に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定数)

第2条 審議会は委員35人以内で組織する。

(所管事項)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 民生委員の適否の審査に関する事。
- (2) 身体障害者の福祉に関する事。
- (3) 高齢者の福祉に関する事。
- (4) 低所得者の福祉に関する事。
- (5) その他社会福祉の増進に関する事。

ただし、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を除く。

(専門分科会の設置)

第4条 法第11条第1項の規定に基づき、審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

- 2 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、高齢者の福祉に関する事項を調査審議するため、高齢者福祉専門分科会を置く。
- 3 法第11条第2項の規定に基づき、審議会に、前2項の事項以外の事項を調査審議するため、その他の専門分科会を置くことができる。

(専門分科会長の選任)

第5条 前条第1項及び第2項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 2 前条第3項に規定する専門分科会の専門分科会長は、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(審査部会の設置)

第6条 身体障害者福祉専門分科会に、令第3条の規定に基づき身体障害者障害程度審査部会(以下「審査部会」という。)を置く。

- 2 審査部会は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事。
- (2) 身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関する事。

- 3 審議会は、前項の審議事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 4 審査部会に部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを



定める。

5 部会長は会務を掌理する。

(会議の招集)

第7条 審査部会は、部会長が招集する。

(幹事)

第8条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、市の職員のうちから委員長が任命する。

3 幹事は、委員長の命を受け、審議会の事務を処理する。

(会議の傍聴)

第9条 審議会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入し、傍聴券の交付を受けなければならない。

2 前項の傍聴券は、会議当日、先着順に交付する。

(秩序の維持)

第10条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、委員長が許可した場合は、この限りでない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他委員長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第11条 委員長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営の支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、委員長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第12条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により会議を非公開とするときは、委員長はその旨を宣告するものとする。

2 委員長は、委員の発議により会議を非公開とするときは、各委員の意見を求めるものとする。

3 会議を非公開とする場合において、会場に傍聴者等がいるときは、委員長は、その指定する者以外の者及び傍聴者を会場から退去させるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるものを除くほか、審議会の運営その他必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、昭和40年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和41年2月28日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和45年8月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和46年10月4日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和48年7月24日から施行し、昭和48年5月12日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年2月23日から施行し、昭和52年6月10日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和59年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年1月12日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年7月24日以降最初に開催される審議会総会での承認後から施行する。【平成12年8月1日施行】

(経過措置)

- 2 平成12年7月24日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成13年1月6日以降最初に開催される審議会総会（以下「総会」という。）での承認後から施行する。【平成13年5月25日施行】

(経過措置)

- 2 平成13年1月6日以降施行日までの間に開催される各専門分科会及び身体障害者障害程度審査部会に関する規定は、条例のほか改正前の要綱について適用するものとする。

- 3 平成13年4月1日以降に総会が開催されるときは、この要綱中、「令第4条」を「令第2条」に改める」規定を、「令第4条」を「令第3条」に改める」規定に読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年6月14日から施行する。

# 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（抄）

制 定 平成 12 年 2 月 25 日横浜市条例第 1 号

（会議の公開）

第 31 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する審議会等の附属機関及び実施機関が設置したこれに準ずる機関（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1） 他の法令等に特別の定めがある場合
- （2） 非開示情報に該当する事項を審議する場合
- （3） 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないこととした場合

# 横浜市社会福祉審議会委員名簿

(任期：平成31年1月12日～平成34年1月11日)

資料2
平成31年3月25日
横浜市社会福祉審議会

(敬称略)

	氏名	団体
市会議員	1 麓 理恵	市会健康福祉・医療委員会 委員長
	2 鈴木 太郎	市会健康福祉・医療委員会 副委員長
	3 福島 直子	市会健康福祉・医療委員会 委員
社会福祉事業従事者(五十音順)	4 飯山 文子	横浜知的障害関連施設協議会副会長
	5 泉 今日子	認知症の人と家族の会神奈川県支部世話人
	6 大場 茂美	横浜市社会福祉協議会会長
	7 小川 淳	横浜市総合リハビリテーションセンター長
	8 小倉 徹	横浜市福祉事業経営者会会長
	9 加藤 由紀子	横浜市介護支援専門員連絡協議会代表
	10 坂田 信子	横浜市心身障害児者を守る会連盟事務局長
	11 早坂 由美子	横浜市障害者地域活動ホーム連絡会会長
	12 牧野 裕子	横浜市社会福祉協議会高齢福祉部会副部会長
	13 宮田 光明	横浜市民生委員児童委員協議会会長
学識経験者(五十音順)	14 青木 幸恵	神奈川新聞社編集委員
	15 石渡 和実	東洋英和女学院大学人間科学部教授
	16 岡 道子	横浜市町内会連合会委員
	17 川島 通世	神奈川県弁護士会 弁護士
	18 岸 恵美子	東邦大学看護学部教授
	19 早川 陽子	横浜市労働組合連盟副委員長
	20 水野 恭一	横浜市医師会会長
	21 山田 初男	横浜市身体障害者団体連合会副理事長
	22 渡部 匡隆	横浜国立大学教育人間科学部教授

## 横浜市社会福祉審議会事務局名簿【30年度】

1	健康福祉局長	たなか ひろあき 田中 博章
2	保健所長（担当理事兼務）	こが のぶこ 古賀 伸子
3	健康福祉局 担当理事 （こころの健康相談センター長兼務）	しらかわ のりひと 白川 教人
4	健康福祉局 副局長（総務部長兼務）	さいとう かつとし 斉藤 勝敏
5	健康福祉局 担当部長（保健医療医務監）	たばた かずお 田畑 和夫
6	健康福祉局 地域福祉保健部長	きとう ともなり 佐藤 友也
7	健康福祉局 生活福祉部長	まきぐち とおる 巻口 徹
8	健康福祉局 障害福祉部長	もとよし きわむ 本吉 究
9	健康福祉局 高齢健康福祉部長	まつもと ひとし 松本 均
10	健康福祉局 健康安全部長	おおぬき よしゆき 大貫 義幸
11	健康福祉局 総務課長	うじいえ りょういち 氏家 亮一
12	健康福祉局 職員課長	きみわだ たけし 君和田 健
13	健康福祉局 企画課長	ひらき こうじ 平木 浩司
14	健康福祉局 福祉保健課長	おおはま ひろゆき 大濱 宏之
15	健康福祉局 生活支援課長	すずき しげひさ 鈴木 茂久
16	健康福祉局 障害企画課長	さど みさこ 佐渡 美佐子
17	健康福祉局 障害福祉課長	さとう ゆうこ 佐藤 祐子
18	健康福祉局 障害支援課長	かみじょう ひろし 上條 浩
19	健康福祉局 高齢健康福祉課長	さとう たいすけ 佐藤 泰輔
20	健康福祉局 介護保険課長	あわや しらべ 栗屋 しらべ
21	健康福祉局 保健事業課長	いしい じゅん 石井 淳

平成31年3月25日現在

## 第 4 期 横浜市地域福祉保健計画 (よこはま笑顔プラン)【概要】

### 1 地域福祉保健計画について [P1～3]

平成 12 年の「社会福祉法」の改正により、新たに第 107 条に地域福祉の推進に関する事項を定める市町村地域福祉計画を策定する等の規定が定められました。

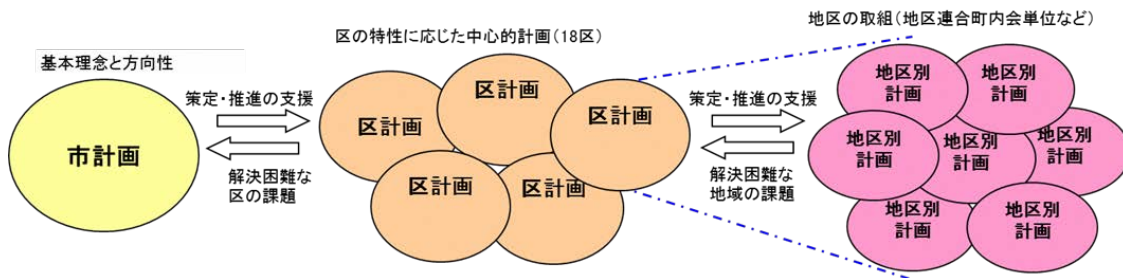
横浜市では、「社会福祉法」の改正前より取り組んできた住民、事業者、関係機関、団体等との協働によるまちづくりを更に進めるため、平成 16 年度に第 1 期横浜市地域福祉計画(計画期間:平成 16～20 年度)を策定しました。第 2 期計画(計画期間:平成 21～25 年度)から名称を地域福祉保健計画とし、福祉と保健の取組を一体的に推進しています。また、第 3 期計画(計画期間:平成 26～30 年度)からは、横浜市社会福祉協議会が定めていた「横浜市地域福祉活動計画」と一本化して策定することにより、取組を一体的に推進するとともに、愛称を「よこはま笑顔プラン」としています。

第 4 期計画の計画期間は、2019(平成 31)年度から 2023(平成 35)年度までの 5 年間です。

### 2 計画の構成について [P8～P10]

横浜市の地域福祉保健計画は、市計画、18 区の区計画、地区別計画で構成しています。

市 計 画	区 計 画	
	区(全体)計画	地区別計画
基本理念や市としての方向性を示すことにより、区計画の推進を支援する計画	区の特性に応じた、区民に身近な中心的計画	地区の課題に対応するため、地区が主体となり、区・区社協・地域ケアプラザと協働して策定・推進する計画



### 3 第 4 期市計画について [P11～P22]

地域福祉保健を取り巻く状況の変化を踏まえ、第 4 期計画で新たに盛り込む考え方を示した 5 つの特徴と、福祉保健分野の他プランとの関係を以下のように整理しました。

#### 第 4 期計画の 5 つの特徴

#### (1) より身近な地域での基盤づくり、体制づくりの推進

区役所・区社協・地域ケアプラザが自治会町内会圏域等、より住民に身近な地域の活動を支援できるよう、必要な取組を進めていきます。

#### (2) 人材の確保・育成

人材づくりを地域福祉保健の推進における最重要項目の一つとして計画に位置付け、支援機関の職員や地域活動者・団体だけでなく、より幅広く市民一人ひとりに焦点を当て、地域の人材づくりを進めます。

### (3) 包括的な支援体制における早期発見・支える仕組みづくり

社会的孤立や生活困窮等、生活の中で困りごとを抱える人を早期に発見し、支える仕組みの検討や、「支え手」と「受け手」が固定されない場づくり等、地域共生社会の実現へ向けた考え方を重点項目の方向性や具体的な取組に反映します。

### (4) 多様な主体の連携・協働による地域づくりの推進

複雑・多様化する地域の課題に対応するため、地域住民・組織、施設、企業、NPO法人、学校等、地域に関わる多様な主体が連携・協働して必要な活動に取り組めるよう支援します。

また、社会福祉法の改正により、今後更に公益的役割を果たすことが期待される社会福祉法人が地域貢献を行うために必要な支援についての方向性を示し、具体的取組として盛り込みます。

### (5) 成年後見制度利用促進基本計画との一体的策定及び生活困窮者自立支援方策の推進

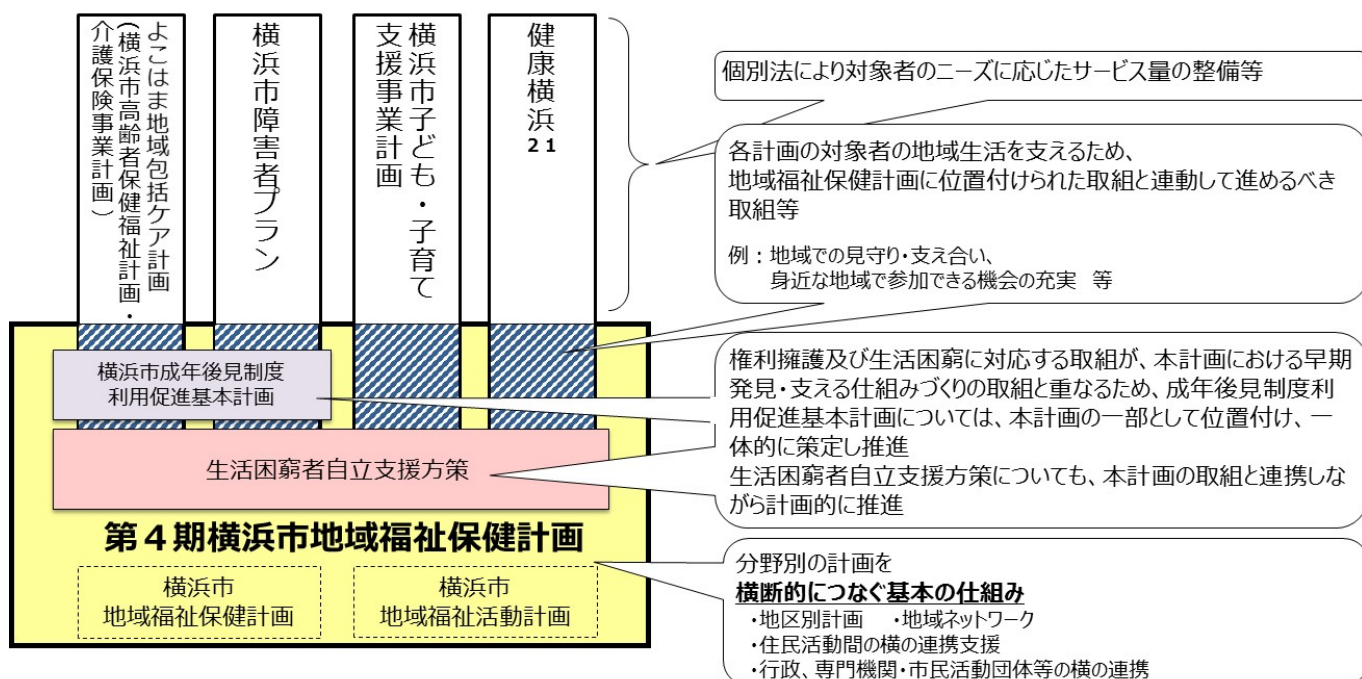
成年後見制度が必要な人や生活困窮者を早期に把握し支援する取組が、本計画における早期発見・支える仕組みづくりの取組と重なるため、成年後見制度利用促進基本計画については、本計画の一部として位置付け、一体的に策定し推進します。

また、生活困窮者自立支援方策についても、本計画の取組と連携しながら計画的に推進します。

## 福祉保健分野の他プランとの関係性

地域福祉保健計画は、地域の視点から高齢者、障害者、子ども・若者等の対象者や、保健や健康に関する分野別計画に共通する理念、方針及び取組推進の方向性等を明示し、分野別の計画を横断的につなぐ基本の仕組みとなります。分野別計画に掲げた事業や取組を地域福祉保健計画と連動させて進めることで対象者の地域生活の充実を図っていきます。

権利擁護及び生活困窮に対応する取組が、第4期計画における早期発見・支える仕組みづくりの取組と重なるため、成年後見制度利用促進基本計画については、本計画の一部として位置付け、一体的に策定し推進します。また、生活困窮者自立支援方策についても、本計画の取組と連携しながら計画的に推進します。



※ 他分野との関係性：地域住民と協力して解決する地域課題の中には、環境問題やまちづくり等、地域福祉保健以外の様々な分野にまたがる課題もあります。これらは、視点や切り口によっては地域福祉保健の課題とも捉えることができることから、各分野の施策と連携して解決にあたるのが大切です。

#### 4 第4期計画の方向性 [P24]

第4期計画の基本理念と3つの推進の柱及び計画の基礎となる共通の考え方を体系立てて、推進の柱ごとの取組を推進していきます。

### 名称：第4期横浜市地域福祉保健計画（愛称：よこはま笑顔プラン）

#### < 基本理念 >

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる  
「よこはま」をみんなで作ろう

##### 推進の柱 1

#### 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

- ◆住民のニーズや生活により身近な自治会町内会圏域の活動の拡充を支援する取組を推進します。
- ◆地区連合町内会及び地区社協を支援し、課題に応じた総合的かつ重層的なネットワークの構築を進めます。
- ◆住民が信頼でつながることができるよう福祉意識の醸成に取り組みます。
- ◆区役所・区社協・地域ケアプラザの組織内及び相互連携を一層強化します。

##### 推進の柱 2

#### 身近な地域で支援が届く仕組みづくり

- ◆身近な地域での多様な主体と関係機関との連携・協働により、課題の把握から解決までの取組が一体的かつ重層的に機能する仕組みづくりを進めます。
- ◆本計画と一体的に推進する成年後見制度利用促進基本計画の権利擁護が必要な人を支援する取組を推進します。
- ◆健康づくりをきっかけとした地域づくりを進めます。

##### 推進の柱 3

#### 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

- ◆地域でつながる機会の拡大や多様な選択肢の提案等を通じて、幅広い市民の参加を一層進めます。
- ◆社会福祉法人をはじめ、施設、企業、NPO 法人、学校等、多様な主体の連携・協働による地域づくりを進めます。

#### 計画の基礎となる共通の考え方

- ① 誰もがお互いに認め合い、安心して暮らせる社会を目指します。
- ② 誰もが地域と関わりながら、お互いに支え合い、健やかに暮らせる社会を目指します。
- ③ 地域における様々な主体が連携しながら、市民一人ひとりが自らの力を生かせるような社会を目指します。



## 5 推進のための取組 [P28～99]

### <推進の柱1> 地域福祉保健活動推進のための基盤づくり

#### 重点項目<柱1-1>

##### 地域力（地域の強みを生かした課題解決力）の向上に向けた支援の充実

###### 【目指す姿】

- ◇ 支援機関が、自治会町内会等の住民の生活により身近な地域の状況に合わせて活動を支援し、地域住民と関係機関等との協働による課題の把握・解決の取組が広がっています。
- ◇ 地域の状況や地区別計画の取組の方向性に合わせて、地区連合町内会圏域より住民の生活に身近な地域の活動が拡大・活発化しています。

###### 【「重点項目」を進めるための取組】

- ◆ 区役所・区社協・地域ケアプラザによる地域支援の体制づくり（柱1-1-1）
- ◆ 地域の特性を踏まえた地域支援の促進（柱1-1-2）

#### 重点項目<柱1-2>

##### 地域福祉保健活動を推進する関係組織・団体への支援

###### 【目指す姿】

- ◇ 地区連合町内会及び地区社協が、それぞれのネットワークや調整機能を生かして、自治会町内会等の地域福祉保健活動の充実に向けた支援機能を高めていく役割を果たしています。
- ◇ 地区連合町内会及び地区社協のほか、地域にある活動団体が、課題ごとに分野の枠を越えて横断的につながり、必要な取組を進めています。
- ◇ 地域における既存の活動（自治会町内会活動及びボランティア活動等）を含め、「困りごとを抱えている人を支える」「全ての人に役割があり、支える側・支えられる側の区別なく互いに支え合う」という地域福祉保健の取組が広がっています。

###### 【「重点項目」を進めるための取組】

- ◆ 地区連合町内会、地区社協等のネットワーク・調整機能の拡充（柱1-2-1）
- ◆ 活動団体のネットワークづくりによる地域活動の充実（柱1-2-2）

#### 重点項目<柱1-3>

##### 誰もがお互いを受け入れ、共に支え合う意識の啓発と醸成

###### 【目指す姿】

- ◇ 個別課題や地域課題を他人ごとではなく「自分たちのまちにある課題」として捉え、地域住民と支援機関及び関係機関が一体となり課題解決のために行動することで、緩やかにつながりが形成される地域づくりが進んでいます。
- ◇ 様々な人が地域の中で交流し、対等で緩やかにつながりを持ちながらお互いの多様性を理解し、受け入れることができています。
- ◇ 国籍、年齢、性別、障害等、様々な立場や背景を越えて人々がお互いを認め合い、支え合えるような多様性の理解が地域の中で進んでいます。
- ◇ 地域住民等がお互いに支え合いながら必要な時に助けを求めることができるような、日常的につながる機会や場が確保されています。

###### 【「重点項目」を進めるための取組】

- ◆ 多様性を理解し、同じ地域の住民として受け止められる風土づくり（柱1-3-1）
- ◆ 住民相互が理解・協力し合う気持ちを育てるためのつながりづくり（柱1-3-2）

## 重点項目＜柱1-4＞

### 地域福祉保健活動の推進のための人材育成と環境づくり

#### 【目指す姿】

- ◇ 多くの市民が、自分のできる範囲で地域福祉保健活動に関われる機会が生まれています。
- ◇ 支援機関や関係機関・団体、地域活動者の特性に応じたコーディネート機能が高められ、それぞれが連携・協働しながら地域福祉保健活動の推進に向けて役割を果たしています。
- ◇ 助成金、資金確保の手法、拠点、情報(ノウハウ等)等、地域活動の組織化・推進に必要な支援策が整備されるとともに、活動目的や支援ニーズに合わせて効果的に活用されています。

#### 【「重点項目」を進めるための取組】

- ◆ 地域福祉保健活動を推進するための地域の人材づくり（柱1-4-1）
- ◆ 地域福祉保健活動に求められるコーディネート機能の向上（柱1-4-2）
- ◆ 活動資源を確保するための支援（柱1-4-3）

## ＜推進の柱2＞ 身近な地域で支援が届く仕組みづくり

## 重点項目＜柱2-1＞

### 見守り・早期発見の仕組みづくり

#### 【目指す姿】

- ◇ 個人情報適切な取扱いについて正しく理解し、適正かつ効果的に活用し、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野に捉われない見守り体制の構築に向けた仕組みづくりが進んでいます。
- ◇ どこに相談しても必要な機関につながる体制づくりが進んでいます。
- ◇ 生活課題が複合化・深刻化する前の段階で早期に発見され、適切な支援につながっています。

#### 【「重点項目」を進めるための取組】

- ◆ 見守りの輪の拡大（柱2-1-1）
- ◆ 気づきをつなぐ、情報共有の仕組みづくり（柱2-1-2）

## 重点項目＜柱2-2＞

### 連携・協働による地域の生活課題を調整・解決する仕組みの充実

#### 【目指す姿】

- ◇ 住民の生活により身近な地域で困りごとや生活課題を受け止め、住民・住民組織と支援機関、関係機関が地域課題を共有し、協働による課題解決に向けた取組が広がっています。
- ◇ 関係機関において、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野を越えて地域の課題を共有し、共通する地域での生活課題の解決に向けた検討や、具体的取組を行っています。
- ◇ 困りごとや生活課題を支援する取組と、地域課題の解決に向けた取組が連動しながら、重層的な仕組みとして機能しています。

#### 【「重点項目」を進めるための取組】

- ◆ 地域の中で地域住民と関係機関が連携し、支え合う仕組みづくり（柱2-2-1）
- ◆ 地域課題の把握・共有・検討・解決の仕組みづくり（柱2-2-2）

### 重点項目<柱2-3>

#### 身近な地域における権利擁護の推進

##### 【目指す姿】

- ◇ 成年後見制度の認知や理解が地域や支援機関の中で進み、制度の利用が促進されることで、高齢者や障害者が自分の力を生かしながら、地域の中で生活を送ることができています。
- ◇ 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、横浜市としての成年後見制度等の権利擁護を推進するため、中核機関の設置等、権利擁護に関する相談体制や地域連携ネットワークが整備されています。

##### 【「重点項目」を進めるための取組】

- ◆ 関係機関等と連携した権利擁護の推進（柱2-3-1）
- ◆ 成年後見人等への支援の推進（柱2-3-2）

### 重点項目<柱2-4>

#### 幅広い住民層が取り組む地域の健康づくり活動の充実

##### 【目指す姿】

- ◇ 自分が健康と感じる住民が増加しています。
- ◇ 健康寿命の延伸に向けた地域主体の取組が広がっています。
- ◇ 健康に関心が低い層等に対する予防に向けた働きかけや地域とのつながりづくりの推進により、より多くの住民が身近な地域での健康づくり活動に取り組んでいます。
- ◇ 様々な主体による地域づくり等の取組が進み、より多くの住民が参加することで、社会参加の機会の提供や生きがいがづくりに発展するとともに、結果として健康づくりにもつながっています。

##### 【「重点項目」を進めるための取組】

- ◆ 地域とのつながりづくりや連携を通じた健康づくりの推進（柱2-4-1）

### 重点項目<柱2-5>

#### 支援が届く仕組みをつくり、機能させるための環境づくり

##### 【目指す姿】

- ◇ 住民と関係機関が協働により事業を実施する経験を積み重ね、高齢者、障害者、子ども・若者等の分野・対象を問わず困りごとを抱えている人を早期に発見する取組が充実しています。
- ◇ 個人情報正しい理解のもと、適正かつ効果的に活用され、必要な見守り・支え合いの活動が活発に実施されています。

##### 【「重点項目」を進めるための取組】

- ◆ 必要な支援が届く仕組みづくりに活用できる施策の推進（柱2-5-1）

## <推進の柱3> 幅広い市民参加の促進、多様な主体の連携・協働の推進

### 重点項目<柱3-1>

#### 幅広い市民参加の促進

##### 【目指す姿】

- ◇ 住民が地域の活動に関わる機会が増えており、子どもの頃から地域の中でつながりながら育つ視点を大切にしている取組が増えています。
- ◇ 一人ひとりの価値観に合わせて、社会参加の機会や地域福祉保健活動へ参加するための選択肢が検討・提供されています。

##### 【「重点項目」を進めるための取組】

- ◆ 地域でつながる機会の拡大（柱3-1-1）
- ◆ 社会参加等につながる多様な選択肢の検討・実施（柱3-1-2）

### 重点項目<柱3-2>

#### 多様な主体の連携・協働による地域づくり

##### 【目指す姿】

- ◇ 住民・住民組織と地域にある社会福祉法人等の施設、企業、NPO法人、学校等、地域の多様な主体が、それぞれの強みや経験を生かしながら、地域の課題に対して連携・協働する取組が広がっています。
- ◇ 地域の多様な主体と連携を図りながら、困りごとを抱えている人の就労体験ができる場をはじめ、全ての人の社会参加につながる場が地域の中で確保されています。

##### 【「重点項目」を進めるための取組】

- ◆ 社会福祉法人の地域貢献の推進（柱3-2-1）
- ◆ 企業、NPO法人、学校等との連携強化（柱3-2-2）

### 重点項目<柱3-3>

#### 幅広い市民参加、多様な主体の連携・協働を促進するための環境づくり

##### 【目指す姿】

- ◇ 助成金、資金確保の手法、活動を実施していくうえでのノウハウ等、活動の立ち上げ・継続に必要な支援策の整備が進み、地域福祉保健活動の裾野を広げていくための支援策に活用されています。
- ◇ 地域の課題やニーズに合わせて多様な主体間をつなぐ機会や場が創出されています。

##### 【「重点項目」を進めるための取組】

- ◆ 新たな活動の立ち上げや継続するための支援策の提供（柱3-3-1）

# 横浜市自殺対策計画（仮称）原案について

## 1 計画策定の趣旨

平成28年4月1日に施行された改正自殺対策基本法により、自殺対策をより一層効果的に進めるため、都道府県・市町村における自殺対策計画の策定が義務付けられたことから、本市においても自殺対策を総合的かつ効果的に推進し、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すため、「横浜市自殺対策計画（仮称）」を策定します。

### 基本認識

- ① 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ② 自殺は、その多くが社会的な取組で防ぐことのできる問題である
- ③ 自殺を考えている人は何らかのサインを発していることが多い
- ④ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

### 標語

生きる・つながる・支えあう、よこはま

### 計画期間

2019(平成31)年度  
～2023(平成35)年度の5年間

※国大綱が概ね5年を目途に見直すことを踏まえて

### 目標

「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、国が大綱の数値目標とした「平成38年までに、平成27年と比べて自殺死亡率を30%以上減少させる」ことを本市も踏まえ、平成27年から10年間で自殺死亡率を30%以上減少させることを目指します。

この目標の実現に向けて、本計画期間5年間(H31～H35)の目標値を設定します。

平成35年の自殺死亡率を11.7以下へ（自殺死亡率：人口10万人対の自殺者数）

※数値目標のデータとなる人口動態統計の自殺死亡率は、当該年の翌年9月頃に国が発表

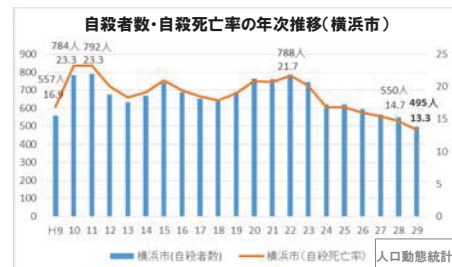
### 【参考】 10年間の 目標値の推移

年	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	
現大綱基準を用いた 本市自殺率想定	15.4	毎年0.46以上減少 計4.6減(=30%減)								10.8		
【確定数】 自殺者数 (自殺死亡率)	564 (15.4)	550 (14.7)	495 (13.3)		13.5	13.1	12.6	12.2	11.7	11.3	10.8	
									本計画の目標値	国の基準を用いた 10年後の目標値 (30%減の目標値)		

## 2 横浜市の自殺の状況

平成10年に国の自殺者数が前年から急増（平成9年23,494人→平成10年31,755人）したと同時に、本市においても、前年と比べ約4割も急増しました（平成9年557人→平成10年784人）。

平成22年以降は、国・本市とも減少傾向となり、平成29年では495人とピーク時である平成11年の約6割となっています（平成11年792人）。しかし、自殺者の急増した平成10年から、この20年間の自殺者数が13,000人を超えていることを踏まえると、いまだ多くの方が自殺で亡くなっていると言えます。



その目標を達成するためには、これまでの普及啓発や人材育成等の取組に加え、本市の特徴をとらえ、対象者を明確にした取組が必要です。

## 自殺対策の基本的な取組を更に推進

## 本市特徴に対応する3つの重点取組

## 3 計画の構成

### 基本施策

●国が大綱などにより、全国の自治体に求めている取組。本市でも、これまで取り組んできていますが、本計画策定を機に、さらに推進していきます。

#### 基本施策1

#### 地域におけるネットワークの強化

自殺の現状を共有化し、対策を地域全体で推進するため、民生委員や弁護士会、横浜いのちの電話など自殺対策に取り組む団体等や、庁内関係部署との会議などを通じた情報共有や連携強化

- 「よこはま自殺対策ネットワーク協議会(H26年度開始)」「横浜市庁内自殺対策連絡会議(H19年度開始)」の開催

#### 基本施策2

#### 自殺対策を支える人材「ゲートキーパー」の育成

自殺の防止に向け、市の職員や民生委員を始めとする地域の支援者などが、身近な見守り役となる「ゲートキーパー」の養成研修の推進

- ゲートキーパー養成研修(自殺対策研修)の推進  
本計画目標数(5年間合計):延べ18,000人  
※H29実績:3,411人

#### 基本施策3

#### 普及啓発の推進

自殺が身近な問題であることや、メンタルヘルスなどの様々な要因が重なって自殺に繋がることを知ってもらうことを目的とした普及啓発の推進

- 自殺対策強化月間(3月・9月)や広報よこはま等を通じた普及啓発

#### 基本施策4

#### 遺された方への支援の推進

身近な人や大切な人を自殺で亡くされた方へ向けた、気持ちの分かち合いの場の開催や、専門相談員による電話相談などの、自死遺族支援の推進

- 「自死遺族の集い」や「自死遺族ホットライン」の推進(いずれもH19年度開始)

#### 基本施策5

#### 様々な課題を抱える方への相談支援の強化

自殺リスクが高いと指摘される、うつ病やアルコール依存症、統合失調症などの精神疾患を抱える方に対する、区やこころの健康相談センターなどでの相談支援を推進  
また、生活困窮や多重債務などの課題を抱える方が、相談機関にスムーズに繋がるようにするための支援

- 「精神保健福祉相談」「こころの電話相談」「依存症相談」などの精神疾患等に関する相談窓口の充実、支援の推進
- インターネットを活用した、効果的な相談機関等の情報提供の仕組みの構築

### 重点施策

●本市の自殺者の特徴をとらえて、対象者を明確にした3つの重点取組を推進します。

#### 特徴1

40～50代が全体の4割を超える  
※他の大都市と比較しても高い状況  
【参考】40～50代の割合(H28)  
横浜市:42.5%、国:34.1%

#### 重点施策1 自殺者の多い年代や生活状況に応じた対策の充実

- ① 市内企業を対象としたメンタルヘルス向上のための情報提供の実施
- ② 生活困窮者自立支援事業との連携強化
- ③ インターネットを通じた効果的な情報提供・相談支援の仕組みの構築

#### 特徴2

自殺者のうち未遂歴が2割を超える  
【参考】未遂歴がある割合(H29)  
横浜市:21.4%、国:18.9%

#### 重点施策2 自殺未遂者への支援の強化

- ① 市民総合医療センター等における未遂者への退院後支援の推進
- ② 救命救急センター等における効果的な未遂者支援の拡充のための解析

#### 特徴3

若者の自殺死亡率が減少しない  
【参考】10・20・30代の死因の1位は自殺(H28)

#### 重点施策3 若年層対策の推進

- ① インターネットを通じた効果的な情報提供・相談支援の仕組みの構築
- ② 小・中・高等の学校や家庭、社会におけるこころのSOSサインや悩みなどを受け止める取組

### 関連施策

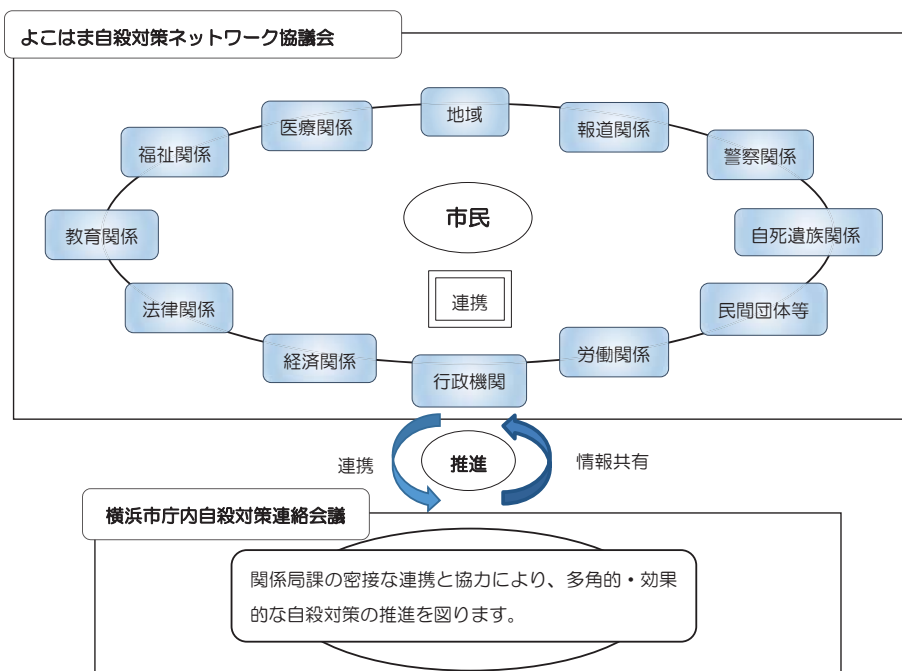
自殺対策につながる各区局の事業を『関連施策』としてまとめています。

#### 4 自殺対策の推進体制

自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しているため、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力が必要です。

本市では、「よこはま自殺対策ネットワーク協議会」において、情報共有や連携強化、また関係機関同士の協働などにより、自殺対策の推進を図ります。

また、「横浜市内自殺対策連絡会議」において、計画の進捗状況や課題を共有し、より効果的な事業推進や連携を図ります。



### 1 計画策定の趣旨

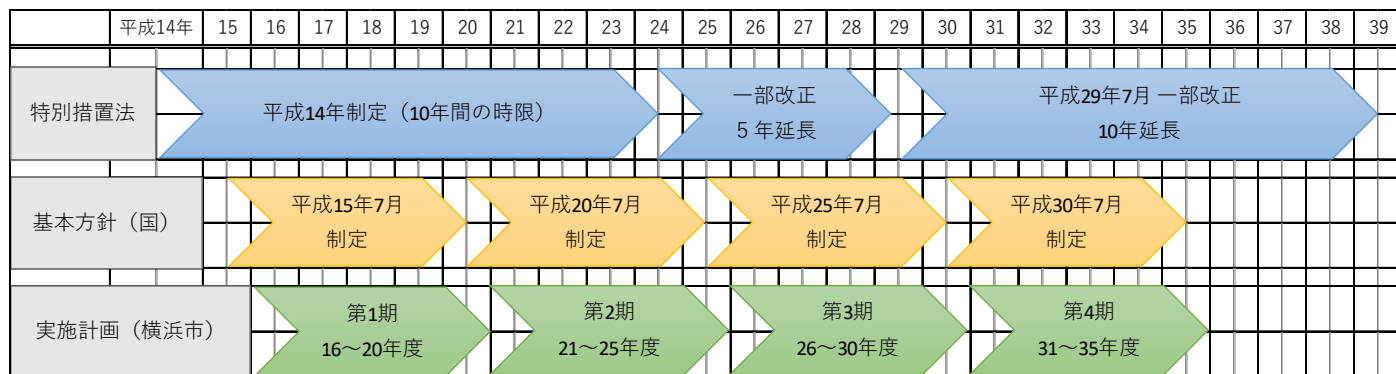
本市では、ホームレスの自立支援等を推進するため、「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し取り組んできました。この実施計画は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（以下、「法」）及び国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（以下、「基本方針」）に則して策定しており、法では自治体に対し、地域の実情に応じた当該施策を実施するための計画策定を義務付けています。平成 30 年 7 月に国の基本方針の見直しが行われ、また現行の本市の第 3 期計画が平成 31 年 3 月末で終了するため、平成 31 年度以降の新たな実施計画を策定します。

### 2 特別措置法の概要と計画策定の経過

法は平成 14 年 8 月に 10 年間の時限付きの議員立法として制定され、その後、平成 24 年 8 月に 5 年間、平成 29 年 8 月に 10 年間期限が延長されました。国は法の制定及び延長に伴い、平成 15 年 7 月に基本方針を策定し、以降 5 年毎に当該方針の改正を行っています。

本市においても、この基本方針に則し、平成 16 年に第 1 期実施計画を策定しました。今回の実施計画は、第 4 期にあたるもので、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 か年の計画となります。

なお、計画の策定にあたっては、関係区局 25 課で構成する「ホームレス自立支援等に関する関係区局連絡会議」を庁内検討組織とする他、学識経験者等からの意見聴取や市民意見募集を実施しました。



### 3 ホームレスに関する現状

全国調査の結果では、ホームレス数は減少傾向にあり、市内における路上等のホームレスの平均年齢は 61.7 歳（前回調査 59.8 歳）、路上生活が 10 年以上のホームレスの割合は 25.2%（前回調査 21.6%）となっており、ホームレスの現状について、高齢化や路上生活期間の長期化が一層進んでいる状況が確認されました。

（表1）主な自治体別ホームレス数の推移

	26年調査	27年調査	28年調査	29年調査	30年調査
全国	7,508人	6,541人	6,235人	5,534人	4,977人
横浜市	580人	548人	536人	531人	477人
東京23区	1,581人	1,336人	1,319人	1,246人	1,126人
大阪市	1,725人	1,527人	1,497人	1,208人	1,023人
川崎市	490人	439人	383人	341人	300人

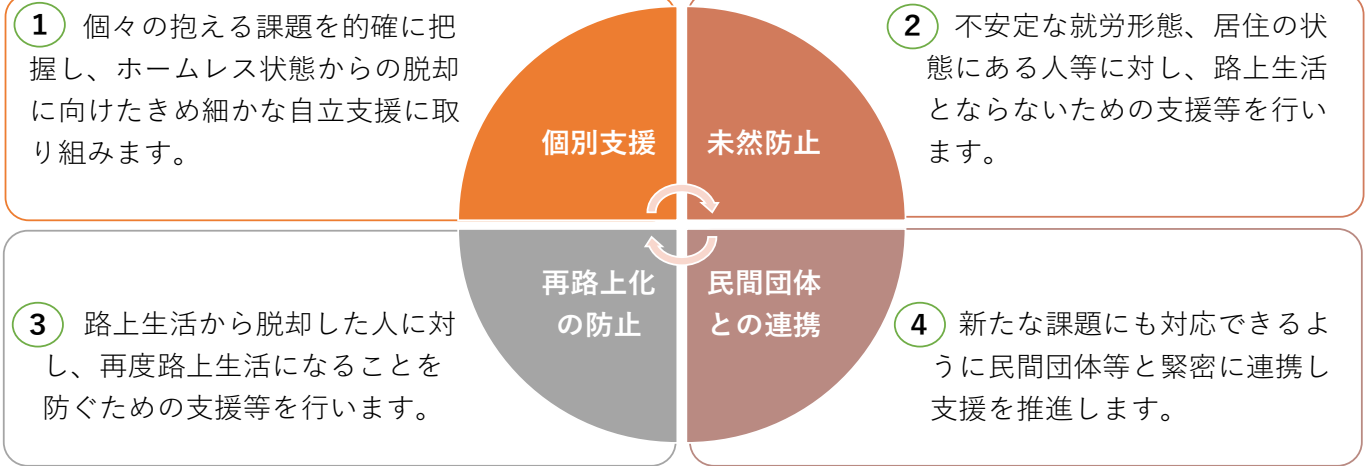
（表2）市内のホームレスの現況 ※（ ）内の数値は全国数値

	19年調査	24年調査	28年調査
平均年齢	53.7歳(57.5歳)	59.8歳(59.3歳)	61.7歳(61.5歳)
路上生活期間が10年以上の方の割合	11.7%(15.6%)	21.6%(26.0%)	25.2%(34.6%)

### 4 第 4 期実施計画におけるホームレス自立支援施策の推進方策

本市では、国の基本方針に則し、市内のホームレスの現状を踏まえ『4つの基本的な考え方』を定め、各課題に対する具体的な取組を位置付けた『9つの取組方針』により、ホームレスの自立の支援を推進します。

#### 4つの基本的な考え方



#### 9つの取組方針

- 1 就労自立の支援**  
利用者一人ひとりの状況に応じた自立支援計画を策定し、きめ細かな就労支援を実施します。直ちに就労への支援が困難な方に対しては、就労意欲の喚起や就労に向けた基礎的な知識や技術の習得等の支援を行います。
- 2 安定した居住場所確保の支援**  
既存の各種住宅施策の活用に加え、「新たな住宅セーフティネット制度」の活用等により、長期継続的な住まいの確保に向けた居住支援を推進します。
- 3 保健・医療の確保の支援**  
保健医療職による巡回相談の実施により、健康相談、保健指導、受診勧奨等を行います。また、自立支援施設における看護職員の配置等により、医療的視点に基づいたきめ細かな相談や支援等を実施します。
- 4 個々の状況に応じたきめ細かな支援**  
年齢層や性別、疾病、障害の有無等、個々の状況に応じた自立を多面的に検討し、就労を前提とした自立支援だけでなく、関係機関と連携を図りながら社会生活の自立に向けた支援を実施します。
- 5 再び路上生活となることを防止する支援**  
自立支援施設退所後に本人が確保した居宅を一定期間訪問し、相談・支援を行い、地域生活の安定化を図る退所後支援を推進します。また、関係機関等との連携強化により、再び路上生活とならないように支援します。
- 6 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある人への支援**  
生活困窮者自立支援制度における各種自立支援施策等の活用により、路上生活とならないように未然防止の支援に努めます。
- 7 人権擁護**  
広報よこはまへの人権啓発記事の掲載や人権研修の実施、人権講演会等での啓発パネルの展示など様々な機会を通じて人権啓発・人権擁護に取り組めます。
- 8 地域の生活環境の改善及び安全・安心の確保**  
庁内をはじめ、各関係機関と連携を図り、道路、公園等公共施設の適正な利用を確保するとともにホームレス状態からの脱却に向けた支援を推進します。
- 9 市民や民間団体との連携**  
ホームレス等総合相談推進懇談会をはじめとした関係機関等との連携を図りながらホームレスの自立支援を推進します。

## 平成 31 年度介護人材支援事業について

## 1 訪問介護等資格取得支援事業について【新規】

4,500 万円

## (1) 趣旨 (目的)

高齢者の在宅生活を支えるホームヘルパーの人材不足は深刻な状況となっており、今まで以上の対策が必要です。

ホームヘルパー等を目指す市民を対象に、介護職員初任者研修課程又は生活援助従事者研修課程の受講を支援し、横浜市内の介護事業所における訪問介護員等の増加を図ります。

## (2) 事業の内容

介護未経験者をホームヘルパーとして確保するため、介護職員初任者研修課程、生活援助従事者研修課程を修了した後、市内の訪問系の介護事業所に一定期間就業した市民に対して、資格取得に要した受講料を助成します。

## (3) 助成する金額

介護職員初任者研修 受講料 上限 7 万円 500 人

生活援助従事者研修 受講料 上限 3 万円 100 人

## 2 訪日前日本語等研修事業について【新規】

3,000 万円

## (1) 趣旨 (目的)

海外からの円滑な介護人材受入れを目的に、介護に関するすべての在留資格に対応できるよう、必要な日本語レベルや知識を習得するため、入国前に現地にて研修を行います。

## (2) 事業の内容

本市が覚書を締結したベトナムの都市（ホーチミン市、ダナン市、フエ省など）において、次の内容について、対面及びEラーニングシステム等を用いて研修を行います。

## ア 日本語研修（N4以上）

入国時に必要な日本語レベルとして、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の日本語能力水準（N4以上）を目指す日本語研修

## イ 介護の日本語研修

介護現場で介護業務に従事するうえで支障のない程度の水準を目指す、介護の日本語研修

## ウ 介護の技能研修

介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できる水準を目指す、母国語による介護の技能研修



### 3 外国人と受入施設等のマッチング支援事業について【新規】

3,000 万円

#### (1) 趣旨 (目的)

海外からの円滑な介護人材受入れを目的に、本市で介護の仕事を希望する外国人に対して、介護福祉士養成施設や介護施設等とマッチングするための支援を行います。

#### (2) 事業の内容

ア 本市が覚書を締結したベトナムの都市において、合同説明会等を開催し、本市で介護の仕事を希望する人材の掘り起しを行います。

(ア) 介護福祉士養成施設や介護施設等に関する情報提供

(イ) 本市の支援策に関する情報提供

(ウ) 候補者リストの作成

イ 本市で介護の仕事を希望する外国人と、外国人の受入れを希望する介護施設等をコーディネートし、受入れに向けたマッチングを行います。

(ア) 受入れ候補者と受入れ施設等に対する相互の情報提供 (コーディネート)

(イ) 現地又はスカイプ等により行う面接の支援

(ウ) 入国手続きに関する支援

### 4 介護福祉士専門学校学費補助事業について【新規】

800 万円

#### (1) 趣旨 (目的)

介護福祉士専門学校で必要となる学費が、神奈川県社会福祉協議会による奨学金貸付制度の上限額を超えているため、不足する金額を助成します。

#### (2) 事業の内容

留学生等 (※) をアルバイトとして雇用する介護事業者が、次の条件をすべて満たす場合に、介護事業者に対して介護福祉士専門学校の学費 (上限 20 万円) を助成します。

(※) 留学生等・・・海外から介護福祉士を目指して来日する留学生及び、日本人の学生

(ア) 介護福祉士専門学校に通っている留学生等の学費を、介護事業者が全額立て替えること。

(イ) 介護事業者は、留学生等から学費の返済として、県の奨学金を超える金額を求めないこと。

(介護事業者が保証人となって、学生に県の奨学金貸付制度を利用させる場合、奨学金の範囲内で学生に返済を求めることは差し支えない)

**5 住居借上支援事業について【拡充】****6,804万円****(1) 趣旨（目的）**

市内の介護施設で新規に雇用される職員を対象に、住居費の負担軽減（実質所得の向上）を図ることで、新たな介護人材を確保します。

また、海外から円滑に介護人材を受入れるため、介護の仕事を希望して来日する外国人の住まいの確保を支援します。

**(2) 事業の内容**

介護施設等（※）を運営する法人が、新たに介護職員を雇用したうえで、UR等の団地を活用して、その介護職員の住居を借上げた場合、本市が家賃の1/2（上限3万円）を助成します。（最長5年間、居住する介護職員が地域の行事等に参加することが条件）

（※） 介護施設等・・・特別養護老人ホームや介護老人保健施設

その他、特定施設や認知症グループホーム等にも拡大を予定

なお、2LDK等の居室を2名でルームシェアする場合、2名にそれぞれ3万円を上限に助成することができます。

○家賃6万円の例

一人で居住 → 法人負担3万、市の助成3万

二人で居住 → 法人負担なし、市の助成6万（3万×2名） \*いずれの場合も本人負担なし

**6 市民向けユマニチュード講演会について【拡充】****300千円****認知症対応ユマニチュード研修について【新規】****1,000千円****(1) 趣旨（目的）**

「ユマニチュード」は認知症の方に対するケアの技術で、言葉や身振り、目線などを用いた包括的なコミュニケーション法です。

認知症の人に対して「ユマニチュード」を用いてケアを行うことで、認知症の行動・心理症状と呼ばれる暴言・暴力などの症状の軽減、家族介護者の精神的・身体的負担の軽減、介護職員など専門職のケアの質の向上と負担軽減に効果があると注目されています。

**(2) 事業の内容****（一般市民向け）**

広く市民に知っていただける機会として、「ユマニチュード」に基づいたケア技法の紹介及び実践を取り入れた講演会を開催します。年1回開催予定。

**（介護職員向け）**

介護施設等の職員に広く「ユマニチュード」の技法を学んでいただくことを目的として、講演会形式のユマニチュード研修を実施します。年2回実施予定。